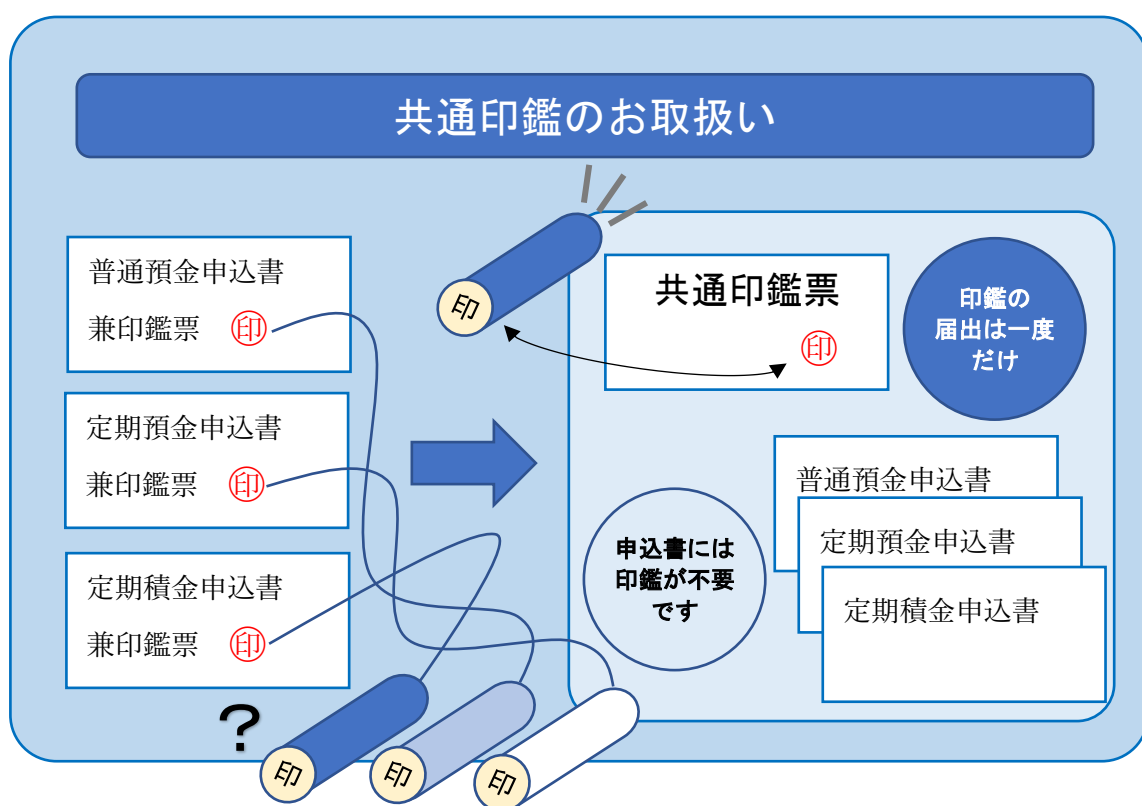


預積金のお届け印を 共通印鑑方式に移行します

当金庫では、令和5年9月1日（金）から、預積金の新規申込み手続きのほか、印鑑登録に関する手続きの簡素化と利便性の向上を図るため、預積金取引にご使用いただくご印鑑を一つに統一する「共通印鑑」の取扱いを開始いたします。

つきましては、「共通印鑑」への変更について、手続きを依頼することがありますので、ご協力をお願いいたします。



共通印鑑にさせていただくとこんなに便利です



- 預積金のお申し込み時の印鑑が不要になります。
- 払い戻しされる場合にも、お取引の印鑑が一つですので分かりやすくなります。

【ご注意】

- ・当座預金については、ご利用いただけません。
- ・共通印鑑への切替には、本人確認資料（運転免許証等）をご提示ください。

「現在お使いの印鑑」「共通印鑑としてお使いになる印鑑」が必要になります。

※「現在お使いの印鑑」を「共通印鑑」とすることができます。

詳しくは、当金庫の窓口までお気軽にお問い合わせください。